

認知症対応型通所介護のぞみ野（介護予防認知症対応型通所介護のぞみ野）

運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人高陽会が設置する認知症対応型通所介護のぞみ野（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 6 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。

- 8 前7項のほか、「和泉市指定地域密着型サービス事業所の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年和泉市条例第24号）、「和泉市指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年和泉市条例第25号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業の運営）

第3条 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

（事業所の名称）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型通所介護のぞみ野
- (2) 所在地 大阪府和泉市のぞみ野3丁目13番10号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上（常勤職員）

管理者は、従業者の管理、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第8項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤職員・管理者と兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用申し込みに係る相談・支援・他の従業者に対する相談助言及び技術指導、他の従業者と協力して認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画書の作成、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

- (3) 看護職員又は介護職員 1名以上（常勤職員）

ア 介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

イ 看護職員

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (3) 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし12月31日から1月3日までを除く）
- (4) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (5) サービス提供時間 午前9時から午後5時まで

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は1日12名とする。

(指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

- (1) 介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等）
- (2) 入浴サービス
- (3) 給食サービス
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎サービス

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を超えた地点から一律500円とする。
- 4 食事の提供に要する費用として、1食につき650円とする。（おやつ代を含む。）
- 5 おむつ代として、1枚につき以下の料金を徴収する。

リハビリパンツ	100円
パット	50円

- 6 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する
- 7 前6項の利用料金等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又は家族に対し、事前に文書により説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、和泉市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者は指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護事業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスを受けるよう留意する。
- 2 飲酒・喫煙は原則として禁止する。
 - 3 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、できるだけサービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。
 - 4 利用者は、事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - (7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。
 - (8) 従業者に対してのハラスメント行為。

（衛生管理等）

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、状業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

- 第13条 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への報告が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講ずる。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第14条 災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（個人情報の保護）

第16条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了承を得るものとする。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

（相談。苦情対応）

第17条 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書へ記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供したに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告する。

（身体拘束）

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）

は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヵ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第21条 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずる。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援相談員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年12回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高陽会と事業所との協議に基づいて定める。

付則

この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月4日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。